

議案第 6 1 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

日進市長 萩 野 幸 三

1 提案理由

この案を提出するのは、リサイクル率の向上及び廃棄物処理量の減量化を図るため、日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

一般廃棄物処理手数料取扱区分の資源物をプラスチック製容器包装と金属類に分け、金属類の手数料を 1 袋につき 1 5 円とし、不燃物を削る。

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前						
別表(第9条関係) 一般廃棄物処理手数料				別表(第9条関係) 一般廃棄物処理手数料						
種別	取扱区分		手数料	種別	取扱区分		手数料			
略				略						
ごみ	収集・ 運搬及 び処分	可燃物	略	ごみ	収集・ 運搬及 び処分	可燃物	略			
		資源物	プラスチック			大袋1袋につき 15円	資源物	不燃物	1袋につき 15円	
			チック			小袋1袋につき 10円		資源物	大袋1袋につき 15円	
		包装	製容器				包装	製容器	小袋1袋につき 10円	
			金属類			1袋につき 15円		金属類	1袋につき 15円	
		略				略				
備考 略				備考 略						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(以下「手数料」という。)の徴収について適用し、同日前の手数料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日以後、この条例による改正前の不燃物の袋で現に残存するものは、当分の間、この条例による改正後の資源物金属類の袋として使用することができる。